

<JIPA スローガン> 現在のスローガンを本年度も踏襲します。

世界から期待され、世界をリードするJIPA
Creating IP Vision for the World

日本知的財産協会(JIPA)は、1938年に創設された非営利の非政府系の民間団体であり、世界最大級の知財ユーザーの団体にまで発展し続けております。これもひとえに、会員企業、賛助会員の皆様、行政や地域社会の方々をはじめとする全ての関係者の皆様のおかげであり、心より御礼申し上げます。

本年度も引き続き、より良い知財環境を実現するために、グローバルな知財課題や各国の知財政策を研究し、国内外の関係官庁及び関係団体に対し、JIPAの持つ社会性を自覚しつつ、民間の独立性を維持した見解の発信をしていきたいと考えています。

昨年来、世界では事前の予想を大きく覆す出来事が相次いで起こり、「保護主義」が台頭する動きがあるなど目まぐるしい変化が起きています。また、産業界を取り巻く他の環境に目を移してみても、新たな未来への転換が着実に起き始めていると思います。その代表例である第4次産業革命(Society5.0)の加速は、企業の中長期的な成長力・収益力を強化すると同時に、新市場の開拓や新たなイノベーションの創出に貢献し、我が国の成長率を高めていくことが期待されています。そのため、政府、関係省庁、企業、学識者等を巻き込んだ様々な検討が国レベルでも活発に行われています。

第4次産業革命(Society5.0)の下では、知財のあるべき姿も特許制度ができた時代とは変わってゆくと考えます。取り扱う知財は従来の特許など知的財産権を中心としたものだけでなく、付加価値の源泉となるデータやそれを分析した結果など新たな価値を持つ情報財が加わり、知財戦略を立案する際に考慮すべき対象が一段と拡大してゆくことが見込まれます。第4次産業革命(Society5.0)は始まったばかりで、想定を超える全く新しいイノベーションやビジネスモデルが次々と生まれ出る可能性もあり、先が予測できない状況です。このような中、国の知財施策や企業の知財戦略はどうあるべきか、知財分野にはどのような人材が求められているかについて考えてゆく必要に迫られています。

昨年はこのような潮流に対しあるべき知財施策・制度を検討してまいりましたが、本年度はこれらをより具体化してゆく重要な年となります。我々JIPAとしても、引き続き、産業界の視点から知財システム、知財マネジメントの検討を進め、当協会ならではの提言を行い、世界をリードしていきたいと考えています。

あわせて、各国法制度の研究はもちろんのこと、知財を使いどのような貢献が出来るかを考え、知財の持つ可能性をどこまでも追求し、そしてやり遂げる実践力を備えた知財人材の育成も引き続き力点をおきたいと考えています。更には、経営者層のグローバルな知財活用の意識を高揚させる取り組みも実施したいと考えます。

本年度も、冒頭の JIPA スローガンを踏襲し、「*Creating IP Vision for the World*」の旗のもと、「世界から期待され、世界をリードする JIPA」を目指し、世界に対して発信力と提言力のある JIPA を会員の皆様と共に作り上げていきたいと思っています。

これを実現するため本年度は、以下の基本方針のもと重点活動計画を着実に遂行し、会員の皆様が社会或いは企業経営へ貢献いただけるように取り組んでまいります。

I. 基本方針

1. 日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築のための国内知財制度の改良、様々な機会を通じての制度調和の推進、新興国における模倣品・海賊版などの課題を含めた知財環境改善や法制度整備などに向けて、積極的に取り組む。また、国内外の団体や機関とのネットワークの充実を図るとともに、JIPAの活動が国外に広く行渡るような施策も実行する。

(1)協会活動の活性化

(2)グローバル活動の推進

(3)JIPA内部活動の活性化

2. 将来の日本を担う知財人材の育成に取り組む。知財担当者のみならず一般技術者や営業担当者など広く、知財の基礎知識を習熟させ、会員企業の知財総合力向上を目指す。あわせて経営者層への知財意識の向上にも積極的に取り組む。

次代を担う知財グローバル人材、知財を戦略的に活用できる人材の育成のため、適切な研修を設定し、また活躍機会としての場を創造し提供する。

(1)当協会の会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する

(2)知財グローバル人材等の育成を図る

(3)経営者層への知財の啓発を図る

3. 引き続き、効率的な運営に努め、JIPAスローガンのもと重点活動計画を着実に遂行し、会員各位の知財活動に貢献する。

II. 基本方針を達成するための重点活動計画

1. 2017年度活動体制

(1)委員会

総合企画委員会

人材育成委員会、会誌広報委員会

専門委員会(18委員会)

特許第1、特許第2、国際第1、国際第2、国際第3、国際第4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント第1、マネジメント第2、情報システム、情報検索、ライセンス第1、ライセンス第2、意匠、商標、及びフェアトレードの各委員会

(2)プロジェクト(8プロジェクト)

アジア戦略プロジェクト
日中企業連携プロジェクト
国際政策プロジェクト
JIPA 知財シンポジウムプロジェクト
WIPO プロジェクト
知財活性化プロジェクト
次世代コンテンツ政策プロジェクト
第4次産業革命プロジェクト

(3)その他

研究会や協議会の設置など、突発的に発生する知財関係システムの各種課題に対して柔軟に当協会が対応できるように期中でも体制整備する。

2. 具体的施策

(1)協会活動の活性化

既存のプロジェクトの見直しを実施し、昨年度来、当協会としても注目して知財活性化プロジェクトから企業経営者向けグローバルビジネスシンポジウムにおいて投げかけた新時代の知財に関し、官民一体となって検討している第4次産業革命(Society5.0)の時代における知財制度、体制、活動の有るべき姿について情報を収集して当協会としての意見を固めるべく第4次産業革命プロジェクトを新設する。

また、中国企業の知財能力の台頭などに対応すべく日本企業のグローバルな知財活用意識を高揚させるように知財活性化プロジェクトは継続する。

また、2017年度は廃止のプロジェクトは無いが、アジア戦略プロジェクトやWIPOプロジェクト等は活動の有り方を振り返り、各プロジェクト内に設けたワーキンググループの役割の見直しなどを行っている。

更に、上記「1.2017年度活動体制(3)項その他」に従い、知財の仕組みに関して国内外で打ち出される課題に対してアンテナを高くし、必要に応じて意見発信、政策提言するため理事長あるいは専務理事の下に適宜、理事をリーダーとする研究会を設置して対応する。

(2) グローバル活動の推進

① 制度調和に向けた国際政策活動

- ・三極ユーザー会議を継続実施して三極特許庁に対して具体的提案を行うと共に、中国・韓国を含めた五極ユーザーと協調をとり、会員企業の実利ある特許制度調和に向けた活動を実施する。
- ・欧州の審査の質に関わる意見を交換する場である、EPO の長官級との定例意見交換会「Quality Meeting」を継続する。
- ・WIPO- SCP(特許法常設委員会)へ参画し、特許制度調和に関して大所高所的で政策的な観点から意見発信を行う。
- ・アジアにおける広域特許制度の構築の検討、要請、アジア諸国の国内制度創設、改訂への関与や、アジア諸国に限らず経済連携協定で知的財産に関係する章の創設、改訂を企画する2国間あるいは地域との間での交渉に向けて、その在り方、運用の改善を要請してゆく。

② その他のグローバル活動

・日中企業連携会議の継続開催

急激に知財能力の向上が見られる中国に関し、これまでの活動成果である中国企業との情報共有インフラの継続によって中国の知財情報を正確に把握し、会員企業が中国市場でビジネスを円滑に進めることができるような環境の構築を目指す。本年度も、会議内容や中国企業の知財能力台頭の状況を会員企業も知見できるような仕組みを他の政策プロジェクトや研修と共同して検討する。

・模倣品・海賊版対策活動の推進

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)中国プロジェクト幹事団体として、中国の中央・地方政府とのパイプを生かしながら、経済産業省模倣品対策室などの関係官庁と共同して模倣品撲滅に向けより効果的な活動を模索し推進する。

③ WIPO による制度国際化推進への協力

WIPOGREEN に関してはほぼ活動協力が収束に向かうとともに、生物多様性の知財関係対応も特許に影響しない方向が見えているため、これらは収束方向とし、第4次産業革命などに見る新時代のグローバルな知財の有り方などを WIPO 側と検討してゆく。

(3) JIPA 内部活動(専門委員会やPJ等)の活性化

① 地方会員の知財活動支援

地方会員に向けて設立した東海協議会、中国・四国・九州地区協議会やJIPA知的財産フォーラム関西等の活動を継続して充実させるとともに、地方会員の知財活動を一層支援していく。

具体的に、本年度は地方会員が当該地域近郊で定例・臨時等の研修が受けられる「サテライト研修」を、まず広島・福岡地域でスタートし、次年度以降は他の地方にも拡充を図る。

また、地方の大学や商工会議所等の主催で開催される地域知財活動にも、当方からの講演実施等を通じて、最新の知財戦略・状況・対策等を紹介しながら、地方の知財活動の活性化を実施していく。

②大学等の会員のありかた

第4次産業革命による日本産業界のあるべき姿を見据えた場合、当協会の会員と大学等の連携・協働は不可欠である。そのためには、当協会として、より多くの大学等が賛助会員として入会する施策・活動を強力に推進していく。

具体的に、本年度は大学等の個別組織(知財部門や図書部門等)だけでなく、当該運営上層部(産学連携本部長、必要に応じては学長、文科省・その関係団体等)にも、当協会の上述のような想いの説明や当協会の魅力のアピールを実施する。

③広報活動の活性化

- ・本年度4月より季刊誌「じば」を発行する。この季刊誌は、専門書ではなく企業経営層が読んでもわかりやすく知財の今の常識や協会活動を知ることができ会員、非会員を問わず大手中小の企業が知財に興味を持ち当協会を訪れるようにすることを狙っている。
- ・入会案内のパンフレット、協会紹介冊子も日本語、英語、中国語を作成して海外へ派遣の都度、これを配布できるようにする。
- ・海外への発信は、英文メルマガ「JIPA マガ」、英文ホームページを継続する。
- ・本年度も継続して特許庁、裁判所、国内外諸団体と積極的に意見・情報交換を行うと共に、「知財管理」誌、ホームページ等を利用した有益な情報発信を行う。
- ・2018年2月21日に東京国際フォーラムで、第17回JIPA知財シンポジウムを開催する。

(4)人材育成

①当協会の基盤である会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する。

- ・会員企業の知財担当者のみならず一般技術者、営業担当者、法務・総務担当者など広く、知財の基礎知識を習熟させ、会員企業の知財総合力向上を目指す。このため、営業向け、事務職向けなどの研修コースを新設する。
- ・基礎知識のみならず知財ビジネスに係る広範なスキル研修によって会員の知財人材のレベルアップをはかることで、ビジネス環境の変化や知的財産制度の変遷等に積極的に対応できる知財人材を育成する。

- ・研修会を今後も安定・継続的に運営することで、当協会の人材基盤、財務基盤の構築に貢献する。
- ②知財グローバル人材等の育成を図る。
 - ・次代を担う知財グローバル人材、知財を戦略的に活用できる人材の育成プログラムを検討し、早期の実施に繋げると共に、海外現地研修コースを含めた現行グローバルコースの充実を図る。
- ③経営との係わりについて充実を図る。
 - ・経営者層への知財の啓発を図る。
 - ・経営感覚人材育成研修(知財変革リーダー育成研修、知財戦略スタッフ育成研修)については、更なる内容充実に努めると共に、総合コース(知財マネージャー向け)研修についても内容の充実を図る。

(5) 当協会の運営体制整備

- ①JIPA 規程、マニュアル等の整備
 - ・協会の規程、マニュアル等につき改訂・整備を引続き行う。
- ②JIPA 事務局及び事務局サポート専門家体制の強化
 - ・法人として相応の外部の弁護士、労務管理に関する産業医などの専門家との協力体制の整備、充実を継続して図る。
 - ・グローバルな多様な課題に対応して協会活動を支える人材の確保
法人化に伴い、内外意見発信の意義はますます高まっているため、グローバル対応人材(海外知財政府機関、民間諸団体等との人脈作り、ロジ統括、政策プロジェクトの意見づくりサポート等)のミッションを明確化し、適任者は、会員内外からも受け入れる体制を継続して構築してゆく。

以上